

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月20日

東松島市長 渥美 巖

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年市有財産売払い
- (2) 場所 東松島市野蒜ヶ丘二丁目24番地3
- (3) 入札に付する条件
令和4年度市有財産（野蒜ヶ丘二丁目）売払実施要領（以下「要領」という。）による

2 入札参加資格

宮城県内に本店または支店を有する住宅建設会社（宅地の開発や住宅の設計・建築、宅地及び住宅の販売を一連の業務として行うことができる事業者）とする。ただし、次に掲げる者は入札に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- (2) 法人市町村民税、固定資産税を滞納している者
- (3) 入札に係る申請書類等を指定した期日まで提出しない者
- (4) 暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員となっている者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員となっている者
- (6) 当該物件を（4）または（5）に該当する者の活動のために利用させる等、公序良俗に反する用途に供しようとする者

3 入札参加の申し込み手続き

(1) 申請の受付期間及び申込先

【受付期間】 令和4年7月20日（水）から令和4年8月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）の午前9時から午後5時まで

【申込先】 東松島市役所総務部財政課 用地管理係
東松島市矢本字上河戸36番地1 矢本庁舎2階

(2) 申請方法

一般競争入札参加資格確認申請書に記入・押印（実印）の上、（3）の提出書類を財政課用地管理係まで持参または郵送すること。

(3) 申請時に必要な書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 市有財産売却一般競争入札参加証
- ③ 誓約書
- ④ 現在事項全部証明書または代表者事項証明書
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 納税証明書（法人市町村民税、固定資産税）

(4) 入札参加証の送付

入札への参加を認めるときは、市有財産売却一般競争入札参加証を送付する。この参加証は入札当日持参するものとし、申込者の代理人が参加する場合は、委任状と一緒に持参すること。

4 物件公開期間

現地説明会は実施しないが、現地案内を希望する者は、入札参加申込時に申し出ること。

【公開期間】 令和4年7月21日（木）から令和4年8月18日（木）までの午前9時30分から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

【連絡先】 東松島市役所総務部財政課 用地管理係
電話：0225-82-1111（内線1228）

5 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年8月31日（水） 午後1時30分

(2) 場所

東松島市役所 矢本庁舎3階 第1委員会室

6 入札に必要なもの

- (1) 市有財産売却一般競争入札参加証
- (2) 入札書及び封筒
- (3) 印鑑（一般競争入札参加申込書に使用したものと同一のもの）
- (4) 委任状（入札参加申請者以外の者が入札に参加する場合に必要）
- (5) 身分証明書（運転免許証等）
- (6) 筆記用具

7 入札方法等

- (1) 入札書は、所定の入札書を使用し、入札書に必要な事項を記入、押印の上、入札すること。
- (2) 使用する印鑑は、提出書類すべてに同じものを使用すること。
- (3) 代表者印を押印すること。
- (4) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。
- (5) 入札書は、指定された日時に持参するものとし、入札時間に遅れた者は入札に参加できない。
- (6) 入札回数は1回とする。

- (7) 入札参加申込者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出しなければならない。提出のない場合は入札に参加できない。
- (8) 提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- (9) 入札参加者が1名の場合でも入札を行うものとする。

8 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消すものとする。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

10 入札の中止

入札の執行は、東松島市の都合により、入札日時を延期し、または取りやめることがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。

11 落札者の決定

最低売払価格を超えた金額であって、最高の価格をもってした者を落札者として決定する。ただし、同価格の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

12 契約締結

契約の締結は、落札者決定日の翌日から7日以内に行うものとする。また、契約金額は入札書に記載された金額とする。

13 契約保証金

落札者は、契約を締結するにあたり、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、全額一括納付する場合は、この限りでない。

14 売買代金の支払い

売買代金の支払は、契約締結日から2か月以内に市が発行する納入通知書により、全額一括納入するものとする。なお、契約保証金を納付しており、売買代金の一部として充当することを申し出た場合は、売買代金から契約保証金を除いた金額を納付するものとする。

ただし、期限までに売買代金を完納しないときは、契約を解除することができ、その場合、契約保証金は東松島市に帰属するものとする。

15 所有権の移転等

- (1) 物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転し、現状のまま引渡すものとする。
- (2) 所有権移転登記は、東松島市が行う。
- (3) 所有権移転登記の要する費用は、買受人の負担とする。

16 問い合わせ先

東松島市総務部財政課 用地管理係

電話：0225-82-1111（内線1229）

FAX：0225-82-8143